

公 示

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第3条の規定に基づき、延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する国土交通省告示が公布されたため、下記のとおりとすることとしたので公示する。

記

1. 長野県の一部地域^{*}に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が令和2年7月8日から令和2年8月3日までのものは、令和2年8月4日をもって満了するものとする。
2. 長野県の一部地域^{*}に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者で、限定自動車検査証の交付を受けている場合であって、当該限定自動車検査証の有効期間の満了する日が令和2年7月8日から令和2年7月22日までのものは、令和2年8月4日をもって満了するものとする。

※一部地域

松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、上伊那郡宮田村、下伊那郡阿南町、下伊那郡阿智村、下伊那郡下條村、下伊那郡売木村、木曾郡上松町、木曾郡南木曾町、木曾郡王滝村、木曾郡大桑村、木曾郡木曾町

令和2年7月14日

北陸信越運輸局長野運輸支局長



令和2年7月豪雨

関連

令和2年7月15日

北陸信越運輸局自動車技術安全部 整備・保安課

技術課

長野運輸支局 検査整備保安部門

保安基準適合証等の有効期間を延長します

～令和2年7月豪雨による災害の発生を受けて～

令和2年7月豪雨による災害の発生に伴い、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第3条の規定に基づく保安基準適合証等^{※1}及び限定自動車検査証^{※2}の有効期間の延長について、別添のとおり公示しましたので、お知らせします。

○ 長野県の一部地域（別添の公示を参照）に事業場を置く指定自動車整備事業者（民間車検場）が、当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が、令和2年7月8日から令和2年8月3日までのものは、令和2年8月4日をもって満了するものとする。

○ 長野県の一部地域（別添の公示を参照）に使用の本拠を有する自動車のうち、限定自動車検査証の交付を受けているものの有効期間の満了する日が、令和2年7月8日から令和2年7月22日までのものは、令和2年8月4日をもって満了するものとする。

※1 「保安基準適合証等」とは、継続検査時等に現車提示を省略するために民間車検場が交付する保安基準適合証及び保安基準適合標章のこと。

※2 「限定自動車検査証」とは、継続検査時等に不適合となった場合に、整備を行うことを目的とする場合に限って自動車が行けるよう自動車検査証の代わりに交付するもの。

<お問い合わせ先>

北陸信越運輸局自動車技術安全部 整備・保安課 唐崎、丸田

（保安基準適合証及び保安基準適合標章関係）

技術課 佐々木、丹羽

（限定自動車検査証関係）

TEL：025-285-9155

北陸信越運輸局長野運輸支局検査整備保安部門 芦澤、宮入

TEL：026-243-5525